

<SERVER:CAN サービス利用規約>

株式会社ビジネスサービス（以下、「当社」といいます。）は、以下に定めるサービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）に従い、SERVER:CAN サービス（当社の設備を利用して提供するホスティングサービスの総称。以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第1章 総則

（本規約の取り扱い）

第1条 本規約に定める規定は、全てサービス約款（第2条にて定義します。）に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについてはサービス約款に記載されている内容によるものとします。また、サービス約款と本規約の内容が異なる場合は、本サービスに限り本規約の内容が優先して適用されるものとします。

2. 当社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。
3. 変更後の本規約は、当社ホームページにおいて掲示された時点より、効力を生じるものとします。
4. 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、サービス約款の用語の定義によるものとします。

（用語の定義）

第2条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) サービス約款

当社が別に定める JOMON インターネットサービス契約約款

(2) 利用契約

当社から本サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約

(3) 契約者

当社と利用契約を締結している者

(4) サービス用設備

当社がサービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他機器及びソフトウェア等

(5) 基本サービス

当社がインターネットに接続されたサービス用設備において仮想化技術を用いて提供する電子メールの利用及びホームページ公開及びドメインネーム管理等を目的として、サービス用設備のディスク容量貸しを契約者に付与するサービス

(6) 付加サービス

ホームページの編集や管理できる機能（CMS：ContentsManagementSystem）、データベース、ハードディスク容量追加、ウイルスブロック、サイト内検索機能、別ドメイン名追加、追加ホスト名など、別途定める料金表のオプションサービス。ただし、本サービスは、利用環境の提供であり、ご利用いただくソフトウェア等についてのサポート等は含まれません。

（本サービスの提供区域）

第3条 当社が提供する本サービスの提供区域は、日本国内の全ての地域とします。

（サービスの休廃止）

第4条 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に休廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスを休廃止するときは、休廃止によって提供されなくなる付加

サービスの種類、休廃止される期日及び休止の場合には休止予定期間を契約者に対し休廃止する日の3ヶ月前までに、書面によりその旨を通知します。

3. 契約者は第1項の本サービスの休廃止があったときは、当社に請求することにより、当該休廃止に係るサービスに代えて他の種類の付加サービスを受けることができます。

第2章 サービスの利用契約

(利用申込み)

第5条 基本サービス及び付加サービスの利用申込みには、本規約に同意の上、当社所定の申込書に必要事項を記入して当社に提出する必要があります。ただし、付加サービスのみの申込みはできません。

(利用契約の承諾)

第6条 利用契約は、前条（利用申込み）に定めるいずれかの方法による申込みに対し、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発行した日をもって成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は申込者による本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの利用の申し込みの際に虚偽の届け出をしたことが判明した場合。
- (2) 申込者が振り出した手形または小切手が不渡りとなった場合、もしくは申込者が公租公課の滞納処分を受け、または支払いの停止もしくは仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立があるなど本サービスの利用料金等の支払いを怠るおそれのあることが明らかとなるときまたは債務の履行が困難と想定される場合。
- (3) 本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは申込者が指定する預金口座の利用が認められない場合。
- (4) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第17条第1項の審判を受けた被補助人の何れかであり、入会申込の際に法定代理人、後見人、被補助人または保佐人の同意等を得ていなかった場合。
- (5) 申込者が、申込み以前に当該本サービスの提供に関する利用契約が当社から解約されている場合、または本サービスの利用が申込み時点で本規約第18条（利用の停止）に該当する場合。
- (6) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められる場合。

(最低利用期間)

第7条 本サービスには付加サービス種別毎に当社が別に定めるところにより最低利用期間があります。

2. 本サービスの最低利用期間内に解約または他の付加サービスへの変更があった場合、契約者は当社が定める期日までに当社が別に定める利用料金を一括して支払うものとします。
3. 当社は、最低利用期間内であっても本規約に違反した場合、本サービスの利用契約を解約することができるものとします。

(権利等の譲渡禁止)

第8条 契約者は、本規約に別段の定めがある場合を除き、本サービスの提供を受ける権利及び利用契約上の地位を第三者に譲渡しまたは承継させることができません。

(契約者の地位の承継)

第9条 相続または法人または団体等の合併もしくは会社分割または統合等により契約者の地位を承継したものは、承継をした日から30日以内に当社所定の書類を当社に提出するものとします。

2. 当社は契約者について次の変更があったときは、契約者の同一性及び継続性が認められる場合に限って、前項（契約者の地位の承継）と同様であるとみなして前項の規定を準用します。

- (1) 個人から法人への変更

- (2) 株式会社から持分会社へ、または持分会社から株式会社への組織変更
- (3) 契約者である法人の事業の譲渡による別法人への変更
- (4) 契約者である任意団体の代表者の変更
- (5) その他前各号に類する変更

(契約者の名称等の変更)

第 10 条 契約者は、その氏名もしくは法人名または住所もしくは所在地または本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードもしくは預金口座を変更したときは、変更があった日から 30 日以内に当社所定の変更書類を当社へ提出するものとします。

- 2. 前項に定める場合を除き、契約者は、利用申し込みに際して当社が通知した事項を変更しようとするときは、当社所定の書類に変更事項及び変更予定日等を記入の上、変更予定日の 1 ヶ月前までに当社に提出するものとします。

(サービスの変更)

第 11 条 契約者は、当社が定める申請方法に基づき付加サービスの内容を変更できます。ただし、付加サービスの最低利用期間内の解約または他の付加サービスへの変更があった場合、契約者は当社が定める期日までに当社が別に定める当該利用料金を一括して支払うものとします。

(契約者が行う利用契約の解約)

第 12 条 契約者は、利用契約の全部または一部を解約しようとするときは、当社所定の書類に解約する本サービスの基本サービスまたは付加サービス種類、解約日等当社の指定する事項を記入の上、解約日の 2 ヶ月前までに、当社に通知するものとします。ただし、当社は別途指定する付加サービスについて、最低利用期間を定めることがあります。

- 2. 利用契約の解約時までの契約者の本サービス利用により発生した全ての債務は解約後も存続し、契約者は、当社に対してその債務の履行義務を負うものとします。
- 3. 当社は、最低利用期間が経過する前に解約された場合であっても、既に支払われた利用料金等の払戻義務を一切負わないものとします。

(当社が行う利用契約の解約)

第 13 条 当社は、本規約の第 18 条（利用の停止）の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。

- 2. 当社は、前項の規定により利用契約を解約しようとするときは、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

第 3 章 契約者の義務等

(契約者の義務)

第 14 条 契約者は、当社より付与された ID を第三者へ貸与もしくは共有しないものとします。

- 2. 契約者は、ID に対応するパスワードを第三者に開示しないとともに、第三者へ漏洩することがないように管理するものとします。
- 3. 契約者は、契約者の ID 及びパスワードにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされたことに同意します。ただし、当社の故意または過失により ID またはパスワードが他者に利用された場合にはこの限りではありません。
- 4. 契約者は、他のネットワークを経由して通信を行う場合には経由する全てのネットワークの規則及びそれらの国の法令に従わなくてはなりません。

(自己責任の原則)

- 第 15 条 契約者は、本サービスの利用に伴い他者（国内外の法人・団体・個人等を問いません。以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、もしくは他者からのクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合または他者に対してクレームを通知する場合においても同様とします。
2. 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害賠償を請求することができます。
 3. 契約者は、当社が契約者に付与したサービス提供容量範囲（以下、「サービス利用領域」といいます。）内における一切の行為及びその結果について、当該行為を自己でなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
 4. 契約者は、サービス利用領域内での紛争または自己の使用するドメイン名に関する紛争等については自己の責任において解決するものとし、当社またはその他の第三者に迷惑を及ぼしあるいは何らの損害等を与えないものとします。
 5. 契約者は、本サービスの利用にあたってサービス約款の第 403 条（禁止事項）の規定により行わないものとします。
 6. 契約者は、サービス約款の第 403 条（禁止事項）の各号のいずれかに該当する行為を行ったものと当社が判断した場合、当社は契約者の承諾なく、サービス用設備内の当該データの全部又は一部を削除し、また契約者に対するサービスを停止することができるものとします。
 7. 契約者は、本サービスを使用して受信し、または送信する情報等（ソフトウェアを含む。）については、サービス用設備の故障その他の事由による情報の消失に備え、必要な措置をとるものとします。

第 4 章 サービスの利用制限

(サービスの利用制限)

- 第 16 条 当社は、電気通信事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
2. 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。
 3. 当社は、契約者が当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。
 4. 前項により本サービス提供自体に支障をきたす場合は、契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

(提供の中止)

- 第 17 条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
- (1) 当社のサービス用設備の障害または保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2) 当社が利用している本サービス提供のための回線等を構成する電気通信回線を提供する他の電気通信事業者等が電気通信サービスを中止したとき
 - (3) その他当社がやむを得ないものと認める事由があるとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用の停止)

第 18 条 当社は、契約者が次の各号いずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。

(2) 本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは契約者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合。

(3) 本サービスの利用がサービス約款の第 403 条（禁止事項）の各号いずれかに該当し、第 603 条（情報の削除等）第 1 号ないし第 3 号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。

(4) 前各号のほか本規約に違反した場合。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由、利用停止する日及び停止期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 5 章 運用管理等

(当社によるメール等の送付)

第 19 条 当社は、当社が必要と判断するメールやファイルを契約者に送付することがあります。この場合、当社が送付したメールやファイルが消費する契約者のディスク容量は契約者の負担とします。

(バックアップ)

第 20 条 当社は、サービス用設備の故障または停止時の復旧の便宜を図るために備えて契約者の登録したデータの複写を、保管することがあります。ただし、契約者が登録したデータが消失するなどして、契約者が不利益を被った場合でも、当社は何らの責任も負わないものとします。

(通信用設備等)

第 21 条 当社は、当社が本サービスにより提供したものを除き、契約者が自己の費用と責任において調達した、本サービスの利用に必要な通信用設備、ソフトウェア及び付随して必要となる契約並びにそれに伴う障害及びその他損害等については、一切の責任を負わないものとします。

(接続業者)

第 22 条 契約者が本サービスを利用するために必要なインターネット接続環境は、当社の推奨するインターネットサービスプロバイダーの接続環境に準ずるものとします。当社は、当社の推奨外の接続業者のサービスを利用した場合に、推奨プロバイダーとの差異により起因する諸問題につき、何らの責任を負わないものとします。

(指定ハードウェア及びソフトウェア)

第 23 条 当社は、本サービス利用のために必要または適したハードウェア及びソフトウェアを指定することがあります。この場合、契約者が他のハードウェアまたはソフトウェアを用いたときは、当社が提供する本サービスを受けられないことがあります。

第 6 章 利用料金等

(サービス料金と算定方法)

第 24 条 本サービスの利用料金は、別表に規定する料金表に定めるとおりとします。

2. 本サービスの利用料金は下記の項目からなります。
 - (1) 利用料金のうち初期費用は、本サービスを利用するために一時金として初回に支払う費用であり、本サービス用電気通信設備への契約者情報の登録等に要する費用
 - (2) 利用料金のうち月額費用は、契約者がサービス利用の対価として月毎に支払う費用で、付加サービス種別に別途定める細目からなる費用
3. 料金起算日は、利用契約の承諾された月（暦月の1日を起算日とし、その暦月の末日までの間をいい、以下同じとします。）に従って計算します。ただし、付加サービスの種類によって利用開始初月のみ無料とする場合があります。
4. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
5. 本サービスの利用料金のうち、月額費用を年一括で支払う場合は、当社所定の算定基準において計算します。
6. サービス利用料金の額は、別途当社が定めた額とします。尚、当社は別途定めた額を予め契約者に対する通知をもって改訂できるものとします。

（利用料金の支払義務）

- 第25条 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払いを要します。
2. 前項の期間において、本規約第17条（提供の中止）に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払いを要します。ただし、定額制による本サービスの利用について当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態が48時間以上となる場合、本サービスの利用ができなかった期間に対する利用料金及びこれにかかる消費税相当額については、この限りではありません。
 3. 本規約第18条（利用の停止）の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払いを要します。

（利用料金の支払方法）

- 第26条 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
- (1) 請求書決済方式の場合、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うか、当社が別途指定する集金代行業者を通じて当社が指定する期日に、契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとします。
 - (2) クレジットカード決済方式の場合、契約者は、当社が承認したクレジットカード会社の発行する契約者保有のクレジットカードにより、当該クレジットカード会社の契約約款に基づき引き落としにより支払うものとします。
 - (3) その他当社が定める支払方法により支払うものとします。
2. 契約者と前項のクレジットカード会社その他集金代行業者との間で利用料金その他債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第7章 雑則

（機密保持）

- 第27条 当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含みます。）を、法令に基づく場合を除き、第三者に開示しないとともに、第三者へ漏洩することがないように管理するものとします。ただし、当社が委託する管理業者等はこれに該当しません。

(知的財産権等)

第 28 条 当社が本サービスを提供するにあたり別段の定めのない限り、当社の提供する本サービスに関する各コンテンツに関する著作権その他知的財産権は当社及び各コンテンツの主宰者に帰属するものとし、また、各コンテンツの集合体としての本サービスの著作権その他知的財産権は当社に帰属するものとします。

2. 契約者が登録したデータの著作権上の権利は、契約者に帰属するものとします。ただし、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

(免責)

第 29 条 当社は、本規約で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った利益の喪失、データ損失にかかる損害、信用損害、その他一切の損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとします。

3. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

4. 当社は契約者がサービス利用領域に登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。

(損害賠償)

第 30 条 当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）に陥った場合、当社は、本規約で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して 48 時間以上その状態が継続した場合に限り、基本料金の 30 分の 1 に利用不能の日数を乗じた金額（円未満切り捨て）を限度として、契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

2. 本サービス用設備等にかかる他の電気通信事業者またはその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が利用不能となった場合、利用不能となった契約者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該他の電気通信事業者またはその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。

3. 前項において、賠償の対象となる契約者が複数ある場合、契約者への賠償金額の合計と当社が受領する損害賠償額を超えるときの各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を第1項により算出された各契約者に対し返還すべき額で比例配分した額とします。

4. 当社は、第1項及び第2項に規定する料金返還の事由が発生した日から起算して6ヶ月を経過したときは、その料金の返還には応じないものとします。

5. 本条による損害賠償の制限は、利用不能が当社の不法行為（当社、当社の代表者もしくは当社の従業員による故意または重大な過失による場合をいいます。）によって生じた場合には、適用されないものとします。

(合意管轄)

第31条 本サービスに関連して契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、青森地方裁判所をもって合意上の専属的合意管轄裁判所とします。

(協 議)

第 32 条 本規約に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議することとします。

(付則)

この規約は、平成 15 年 2 月 1 日から施行します。

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日より改訂実施します。